

新聞公告掲載約款

(目的)

第1条 この約款は、新聞公告の掲載を行おうとする者（以下「掲載依頼者」といいます。）が日本電算企画株式会社（以下「当社」といいます。）に新聞公告の掲載を依頼する際の基本的合意事項及び諸条件を明らかにし、当社と掲載依頼者との間の業務が円滑に執り行えるようにすることを目的とします。

(定義)

第2条 新聞公告とは、新聞社の発行する日刊新聞紙に法定の公告事項又は任意のお知らせ等の公告を掲載することをいいます。

2 当社は、掲載依頼者の委託を受け、掲載依頼者に代わって新聞公告を掲載するための手続を行うものとします。

(新聞公告掲載契約の成立)

第3条 掲載依頼者は、当社のウェブページから新聞公告の申込み及び原稿の提出を行い、当社は、これを確認し受領します。

2 当社は、掲載依頼者に対し、前項の内容に応じて、掲載料金概算見積書を発行し、電子メールで送付します。

3 新聞公告掲載契約（以下「契約」といいます。）は、掲載依頼者が前項の掲載料金概算見積書について承し、当社にその旨を通知した時点で、この約款に定める条件で成立するものとします。

(新聞公告掲載料金及び支払条件)

第4条 新聞公告掲載料金は、各新聞社及び当社の定めるところにより作成した第2条2項の掲載料金見積書の金額とします。

2 掲載依頼者は、当社に対して新聞公告掲載料金を支払うものとします。

3 新聞公告掲載料金の支払いに当たっては、公告掲載日の翌月末日までに、掲載依頼者が振込手数料を負担の上、当社指定の銀行口座に振り込むものとします。

(掲載依頼者の責務)

第5条 新聞に掲載された公（広）告の内容に関する一切の責任は、掲載依頼者が負うものとします。

(当社の責務)

第6条 当社の責めに帰すべき事由により、新聞に掲載した公（広）告の内容に誤記があった場合は、当社の責任をもって速やかに、当社の判断により訂正公告を掲載するものとします。なお、当社の責任は、本条に記載する措置をもって唯一のものとなります。

(掲載範囲に関する条件)

第7条 新聞に掲載する公（広）告は、法令その他の規定に基づくもの及び新聞によって広く周知させる必要のあるもので、新聞社の承認（審査）を得たものとし、次に掲げる事項のいずれにも該当しないものとします。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するもの

二 誇大に過ぎ、又は極端なもの

三 選挙運動のためにするもの

四 その他、新聞社及び当社が不適当と認めるもの

3 新聞社及び当社は、公告の掲載を行うに当たり、前項に定める条件及び各新聞社の定める公告掲載審査基準等に照らし、当該公（広）告の内容が不適当であると判断した場合は、当該公（広）告の内容の変更を求め、又は当該公（広）告の掲載を拒否することができるものとします。

(免責)

第8条 新聞公告掲載申込書を作成・提出した者（以下「申込者」といいます。）が、本件新聞公告の掲載申込みを行う権限を有していなかった場合には、当該申込者による申込みの結果、新聞に掲載された公告等の内容に関する一切の責任は、当該申込者が負うものとし、新聞社及び当社は一切の責任を負わないものとします。

(記載条件の契約の解除)

第9条 掲載依頼者は、原稿記載内容及びその掲載条件の変更又は契約の解除を求める場合は、その旨当社に申し出るものとします。ただし、編集の都合上、印刷手配が終了等その他やむを得ない事情が認められる場合は、当該申出に応じられないことがあります。

2 新聞社が掲載予定日等の変更をしようとする場合は、その旨当社を通じて掲載依頼者に連絡し、同意を得るものとします。万一、掲載依頼者の同意を得られない場合は、掲載依頼者は申込みを撤回したものとみなし、当社は一切の責任を負わないものとします。

(秘密保持等)

第10条 当社は、この約款に基づく新聞公告掲載契約の履行に関し知り得た事項について、業務遂行上必要な場合を除き、当事者以外に開示又は漏えいしないものとします。

2 当社は、新聞公告の原稿により知り得た掲載依頼者の情報を、この約款に基づく新聞公告掲載契約以外の他の目的に利用しないものとします。

(個人情報等の取扱い)

第11条 新聞公告掲載申込及び掲載依頼者の個人情報については、当社が保有管理するものとします。

2 記入された情報（個人情報を含む。）は、申込内容の確認、請求書や掲載紙の送付及び関連する商品・サービスの案内のために利用します。

3 掲載依頼者の個人情報は、申込内容の確認のために必要な限度で、新聞社等に情報を提供する場合があります。

(第三者への委託)

第12条 掲載依頼者は、当社が新聞公告の掲載するための手続を行うにあたりその手続きの全部又は一部を第三者に委託することがあることを予め承諾するものとします。

2 当社は第三者に手続きを委託するにあたり、本約款10条及び11条と同等の義務を当該第三者に負わせるものとします。

(令和元年12月1日現在)